弁護士 高下謹壱先生の法律相談

第9回

「女性活躍推進法について」

Q 女性活躍推進法が成立したとのことですが、どのような法律でしょうか？

A 正式には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で、平成27年８月28日に成立しました。この法律は10年間の時限立法です。原則は公布日（同年９月４日）施行ですが、一般事業主による行動計画の策定については、平成28年４月１日から施行されます。

Q 法律の趣旨、目的は何でしょうか？

A 自らの意思で職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要との考えにたって、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る、ということが趣旨です。

その基本原則は、①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供およびその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること、②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること、③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと、といった内容です。

Q 事業主にはどういったことが義務づけられるのでしょうか？

A 女性が職業生活で十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、国、地方公共団体、301人以上の大企業（一般事業主）に対して、平成28年４月１日までに、定量的な目標（数値目標）、実施時期、取組内容、取組期間の４点を必須の記載事項とする「行動計画」の策定、届出、周知、公表を新たに義務づけるものです。ただし、300人以下の事業主は努力義務です。

Q 具体的にはどういった内容でしょうか。

A ステップ１から３まであります。まず、ステップ１として、自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行うことです。具体的には、①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率、といった女性の活躍状況を把握し、課題分析をすることです。

Q ステップ２はどういった内容でしょうか。

A ステップ１の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた①行動計画の策定、②都道府県路同局への届出、③労働者への周知、④外侮への公表、を行うことです。行動計画には（ア）計画期間、（イ）数値目標、（ウ）取組内容、（エ）取組の実施時期を盛り込むことが必要です。届出の受付は１月から開始され、周知や公表の方法は厚生労働省令で定められ、示されています。

Q ステップ３はどういった内容でしょうか？

A 優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、自社の女性の活躍に関する情報を公表することです。公表項目、公表方法は、厚生労働省から示されています。

Q 事業主は今後、どういった取組みが必要でしょうか？

A 事業主の取組みとして必要なポイントは、①トップが先頭に立って意識改革、働き方改革を行うこと、②女性の活躍の意義を理解し、積極的に取り組む、③働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す、④男女の家庭生活への参画を強力に促進する、⑤育児、介護等をしながら当たり前にキャリア形成できる仕組みを構築する、といった点です。

＜掲載内容に関するご質問、お問合せについて＞
高下謹壱法律事務所　電話 03-5568-6655（代）
東京都中央区銀座5-8-5 ニューギンザビル10号館４F
http://www.takashita-law.jp